別表第１（第２条関係）

補助対象業種（日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）から抜粋）

対象となる大分類	対象となる中分類	対象となる小分類
A　農業・林業	０１　農業	０１３　農業サービス業
		０１４　園芸サービス業
	０２　林業	０２２　素材生産業
		０２４　林業サービス業
C　鉱業・採石業・砂利採取	０５　鉱業、採石業、砂利採取業	０５４　採石業、砂・砂利・玉石採取業
D　建設業	０６　総合工事業	０６０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	０７　職別工事業（設備工事業を除く）	０７０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	０８　設備工事業	０８０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
E　製造業	０９　食料品製造業	０９０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	１０　飲料・たばこ・飼料製造業	１０１　清涼飲料製造業
		１０２　酒類製造業
		１０３　茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
		１０６　飼料・有機質肥料製造業
	１１　繊維工業	１１０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	１２　木材・木製品製造業（家具を除く）	１２０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	１３　家具・装備品製造業	１３１　家具製造業
		１３３　建具製造業
		１３９　その他の家具・装備品製造業
	１４　パルプ・紙・紙加工品	１４０　管理、補助的経済活動を

	製造業	行う事業所　以外のもの
	１５　印刷・同関連業	１５０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	２０　なめし革・同製品・毛皮製造業	２００　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	２１　窯業・土石製品製造業	２１０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	２４　金属製品製造業	２４０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	３２　その他の製造業	３２０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
G　情報通信業	３９　情報サービス業	３９０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	４０　インターネット付随サービス業	４０１　インターネット附随サービス業
	４１　映像・音声・文字情報制作業	４１０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
H　運送業・郵便業	４３　道路旅客運送業	４３０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	４４　道路貨物運送業	４４０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
I　卸売・小売業	５６　各種商品小売業	５６９　その他の各種商品小売業
	５７　織物・衣服・身の回り品小売業	５７０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	５８　飲食料品小売業	５８０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	５９　機械器具小売業	５９０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	６０　その他の小売業	６００　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
K　不動産業・物品賃貸業	６８　不動産取引業	６８０　管理、補助的経済活動を

		行う事業所　以外のもの
	６９　不動産賃貸業・管理業	６９１　不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）のうち、６９１９その他の不動産賃貸業
L　学術研究、専門・技術サービス業	７２　専門サービス業（他に分類されないもの）	７２１　法律事務所、特許事務所
		７２２　公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
		７２３　行政書士事務所
		７２４　公認会計士事務所、税理士事務所
		７２５　社会保険労務士事務所
		７２６　デザイン業
	７３　広告業	７３１　広告業
	７４　技術サービス業（他に分類されないもの）	７４２　土木建築サービス業
		７４３　機械設計業
		７４４　商品・非破壊検査業
		７４５　計量証明業
		７４６　写真業
		７４９　その他の技術サービス業
M　宿泊業・飲食サービス業	７５　宿泊業	７５１　旅館、ホテル
		７５２　簡易宿所
	７６　飲食店	７６１　食堂、レストラン（専門料理店を除く）
		７６２　専門料理店
		７６３　そば・うどん店
		７６４　すし店
		７６５　酒場、ビヤホール
		７６７　喫茶店
		７６９　その他の飲食店
	７７　持ち帰り・配達飲食サービス業	７７１　持ち帰り飲食サービス業
		７７２　配達飲食サービス業

N　生活関連サービス業・娯楽業	７８　洗濯・理容・美容・浴場業	７８０　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
	７９　その他の生活関連サービス業	７９１　旅行業
		７９２　家事サービス業
		７９３　衣服裁縫修理業
		７９９　他に分類されない生活関連サービス業
0　教育・学習支援業	８２　その他の教育・学習支援業	８２３　学習塾
		８２４　教養・技能教授業
		８２９　他に分類されない教育、学習支援業
P　医療・福祉	８３　医療業	８３５　施術業
R　サービス業（他に分類されないもの）	８９　自動車整備業	８９１　自動車整備業
	９０　機械等修理業	９００　管理、補助的経済活動を行う事業所　以外のもの
その他町長及び商工会長が認める業種		

別表第２（第１１条関係）

補助金支給開始から廃業までの期間	返還額
１２箇月未満	支払済額の全額
１６箇月未満	交付済額の８０％に相当する額
２０箇月未満	支払済額の６０％に相当する額
２４箇月未満	支払済額の４０％に相当する額
２７箇月未満	支払済額の３０％に相当する額
３０箇月未満	支払済額の２０％に相当する額
３３箇月未満	支払済額の１０％に相当する額
３６箇月未満	支払済額の５％に相当する額